

## 商工会問題

## 日税連、進んで外濠を埋める

全国青年税理士連盟会長 荻野弘康

十月二十四日税理士会館で日税連の理事会が開かれ、議決事項の(1)で、商工会議所等の顧問税理士制度が詰られた。

日税連執行部の方針は、(2)税理士会による税理士の派遣方式と(3)所得制限に絞られていた。

全国青税連は、このような条件闘争でなく顧問税理士制度の導入に賛成であることを強く日税連に対し要望した。(別掲)

本質論を避けた日税連

日税連は、全国青税連をはじめ東京専税協、税經新人会等税理士制度の前途を憂える各種の団体からの提言を一顧だにせず、ひたすら官庁と特定政治家に追随し、会員や理事の選択を条件闘争に限定した形で賛否を問うという、卑劣な手段をもって押し通してしまったのである。実施の場合の条件に絞れば、会員や理事は、無条件でやられてはたまらないといふ生活防衛意識が働くのを見越しての欺

瞞的な謀略だった。

会員不在の日税連

日税連の理事に配布された資料によれば、本年五月八日から十月二十四日までに、官庁、政治家、商工会等と三十一回に亘り接渉を重ねており、その間の経緯は全く会員に知らされていない。我々は「税理士法改正に関する基本要綱」決定や、「商法改正案反対運動」の経緯を思い起す必要がある。

双方とも、末端から会員の意見を民主的な手続によつて聴取して、単位税理士会や日税連の声として集約してきたのである。

今般の顧問税理士制度の結着如何は、前二者に勝るとも劣らぬ重要な問題であることを思えば、日税連がとってきた一連の会員不在、会員無視の有様はもはや、会員の重要な執行を任せつけないを得ないのである。

名義貸しを容認

無資格者が税理士を雇つて、税理士業務を行うことを認めてこととなってしまった。このあと、税理士法違反の名儀貸し行為をどう取締るつもりなのだろうか。日税連の方針は、「一本釣り」に応じた会員を会員権停止等の处分に付するようであるが、税理士会から派遣された税理士にも税理士法違反がないという法的保証はないのである。

放置すれば税理士は蒸発

国家や都道府県の予算で賄われる商工会議所等の官立の税理士法人と、個人たる税理士事務所が、競争することを余儀なくされる。

商工会議所等では、政府系資金の融資付というオマケまでついていいる。片や無料、我々は有料であるが、二百万円がよくて、三百万円はいけないといふ理論を正当化するのは極めて困難であるとともに、税理士会・青申会・国税庁の三者協定も、所得に関するチエックは、昭和三十八年の協定以来行われておらず、全くのザル協定であることを露呈している。

付加価値税導入の布石

政府は、昭和五十一年度より付加価値税の導入を検討していると伝えられている。所得も少なく、税理士も頼めないような少企業者に、これほどまで致れり尽せりの施策を講じる裏側には、付加価値税の導入が隠されているとみるのが至当ではないだろうか。

塩崎試案によれば、小企業者は売上と仕入だけを記帳し、経費は標準率を用いても青色申告を認めることである。こうみてくると、売上税と呼ばれる付加価値税との結びつきが、ハッキリと浮び上がってくる。

日税連が行つてゐる小企業対策を破棄させ、納税者のための小企業対策を推進しよう。

日税連が行つてゐる小企業対策は、小企業者からの要請によるものでもなく、税理士の自発的意思によるものでもないので、直ちに破棄させ、出直しを計らることが肝要である。

これらの維持は税務当局ベースの補助機関化の容認に他ならない税理士会で長年かかって、会員の犠牲によつて「税務經營指導所」づくりもやつてきている。

これらを自主的に運営し、納税者と税理士が直接係わり合う形で税制の民主化を並行しながら、企業対策を推しすめるべきであ



商工会等の顧問税理士制度の問題は、十月一日に中小企業庁の予算措置を受けてスタートした。この問題が税理士個々に与える影響はもとより、税理士の制度的変動にも連なる本質について、多くが指摘しているところである。この重要性にも拘らず、ここに至る日税連の状況は、不可解且つ不信の一語につきる。

その「折衝経過」によれば、本年四月二十五日、日税連は常務理事会で基本的に、顧問税理士制度を了解しているのである。理由は昭和三十八年の三者協定に基礎をおく提携協力制度の一種という判断であった。つまり三者協定の前例に習ったわけであるが、この十余年、いわゆる税務協力団体をかくも肥大化させたものが、他でも無くこの協定であって、近年、こと毎に批判的になつていていることは知られている。これを見直し、破棄させることこそ、全国三万の税理士の偽らざる声である。それを一般会員に不知のまま、日税連では商工会にまで拡大する交渉を続け、その経緯は「商法」の悪しき再来であった。

つまり本法を了として、附帯決議ならぬ「派遣税理士」と「所得制限」の条件交渉に終止して、結局

主 張

## 日税連に指導性なし

は後者について、かを得られぬままに十月一日、見切り発車されたのであるが、交渉中に、渡辺美智雄議員まで登場して、「商法」に酷似したのである。

こうして事態が悪化して、はじめて会員に報道されたのだが、それは会員を一本釣りに応じさせぬためであつて、その目的は顧問税理士制度を拒絶することには無く「所得制限」を達成するところにある。このところ日税連と他団体の存るところ、必ず所得制限がつ常識となつてゐる。

派遣税理士にしても、商工会等には現に税理士の関与が実在しており、その契約関係を單に、個人から組織に変更するだけに過ぎずしかも名義貸しという法違反の問題では却つて危険なのである。いずれもナンセンスな条件であつて、善意に解釈しても日税連の

真意は不可解という他はない。たゞ、事態は悪化したまま進行しているから、各単位会において、更に支部、部会の末端で具体策が汨られる状態に来たことだけは確実である。官立事務所が出現し、民間事務所は消滅する、こうした事が、すでにある単位会から出されだと聞く。この件で、東京税理士会も名ばかりの臨時総会を招集トだが、かかる重要な問題を、執部が独断で決定する権限まで、般会員は与えた覚えはない、と

が昨年九月に公表した中小企業政策がダイレクトに政府の施策に反映したもので、このことから、続いた塩崎試験が具体化する可能性が大きい。それによれば、商工省等の関与を条件に概算率の申告を認め、直税関係から質問検査権を除外する等、いわゆる税制の民主化をセールスポイントとして、後に付加価値税の導入計画が図られてるのである。基本要綱が公表する納税者の権益擁護とは、そのまま大衆課税の強化となる付加価値税に反対するものであることを、ここで再確認しなければならない。

最近の特色として、日税連は運動方針につき、付加価値税からせり意に論議をそらす傾向にある。商工会の顧問税理士制度を早と了解したことと併せて考えるときもはや日税連には指導性はおろか生物としての本能である方向感覚にさえ危険な変質を感じられる

問税理士制度を事実上全会員に承認させようとした。

このような問題のすりかえはまさに詐欺的としか表現しようがない。われわれ会員は、このような詐術に迷わされることなく、問題の本質を見抜かなければならぬい。

一九七四、一〇、二

添田正夫殿

『緊急要望書』

「商工会議所等顧問税理士制度創設に関する件」

標記の件については去る十月一日より発足いたしましたが、その実施内容におきまして税理士制度の将来に及ぼす影響が極めて大きく、多くの会員が不満の意を表しております。

すなわち、この制度は税理士会の自主性を全く無視して進められており、単なる名儀貸しになるおそれがあり、更に税理士が小企業問題において國の下請け的存続に迫いやられる危険性を包含しております。

税理士制度崩壊につながるこの重大な時局に際し、直ちに屈辱的な本制度を粉碎するために全国規模の決起大会を開催することを強く要望いたします。

# 新委員長・運動方針を語る

## 会務促進の規則を目指す



規約審議対策特別委員長  
豊原

数年前、米作田の減反農制が打ち出されたとき、これは大変だ、近い将来必ず大きな問題を提起するだろうと思いつつ、事態の推移を見て来た。昨年石油資源問題を発端に、世界人口の急増と天候異変等に主因をおく食糧問題は、今が国の食糧自給率の低さから、体や深刻の度を増しており、特に耕農地は明らかに失政であり、何人も異論のないところとなっている。これは犯してはならぬ部分を犯し、ものの本質に逆って策を弄した報いである。今では、父祖伝來の汗の開拓田は、葛かつらの原野となり果てた。自然の法則、人の道が、ときの政策で弄はれたとき、その責は人間が負わねばならない。

熱で、この危機へ処する先きが

けとならねばならない。これら全業務にいそしんでいる。他方、納税協力団体等が党利党略の道具として、税理士法に定める独占業務の切り崩しを行っている。もっともらしい美名のもとに、本質を逸脱した論理をかざし、力づくで押し進めていく。この現実を我々税理士は早く法則と真実を見極め、声を一つにして税理士法を守り育てなければならぬ。減反休耕補償金にうつつをぬかし、会議所の五万円だの、記帳指導料が何千円だの、我が首しめるおろかを改め、税理士法に定める税理士本来の姿に立ち戻り、これ等諸団体にきちんと対処しなければならない。

この様に大切なときには、税理士法改正のための実践的な活動としては、研究部と共に税理士の自主権確立をめぐる諸問題一小テーマとして(1)監督権の行使の実態、(2)ヨーロッパ諸国監督権の実態、(3)監督権と特試制度の相互関係、(4)監督権離脱の内容と税理士会の自主的管理の方向等(広報第二七号掲載)を選択し、シンポジウムを開催してその討議の成果を反映していきたいと思っている。



事務局設置対策特別委員長

増田 昌弘

## 実現の具体化に着手

税理士法改正のための実践的な活動としては、研究部と共に税理士の自主権確立をめぐる諸問題一小テーマとして(1)監督権の行使の実態、(2)ヨーロッパ諸国監督権の実態、(3)監督権と特試制度の相互関係、(4)監督権離脱の内容と税理士会の自主的管理の方向等(広報第二七号掲載)を選択し、シンポジウムを開催してその討議の成果を反映していきたいと思っている。

また、税理士法改正問題では、

また、税理

## 署名とカンパ 法廷傍聴へ



税理士解任滥用阻止  
上級審特別委員長

後藤 次仁

## 大衆納税者に魅力



税制審議委員長  
菱川 秀夫

議員総会で、高相会員（東京）より、税理士の社会的地位の問題として緊急提案され、全会一致して可決され、私がその大役を引受けることになりました。

林個人の問題ではなく税理士の法的地位の明確化の重要性を、具体的にわたくしどもに認識させると同時に、税理士法改正運動の方について從来看過されていた重要な問題を提起している。

署名簿の作成、会員のカンパの訴え、そして法廷傍聴の協力を願い訴訟が有効に発展し、会員の願う判例を勝ちとるならば、真に国民

のための税理士の実現へ前進することになる。そのため、委員会では諸施策を行なうがせひご協力下さい。

税制の民主化を図る意図のもとに審議をつくしていただきたいと思っております。

専問家であるわれわれ税理士によって、現行税制を批判し改革を加え、一般大衆納税者に魅力ある税制の確立を図るべく、全青税の名誉と英知を結集して、この活動を推進しなければなりません。せひ共に協力賜りますようお願い申上げます。

## 幅広い反対を実践



付加価値税対策  
特別委員長  
蔭山

その一つに臨時例外措置として、各々政策目的達成の為に容認されている、租税特別措置法があり、その中身は全く合理性を欠いています。減免措置が大企業及び一部圧力団体に集中している反面、中小零細企業者にとつては必ずしも実体にそぐわない措置を講じている多くを見受けるわけでございます。

减免措置が大企業及び一沿田力の企業に集中している反面、中小零細企業者にとっては必ずしも実体そぐわない措置を講じている多くの企業を見受けるわけでござります。

府は機あるごとに導入促進の意見を発表しておりますが、わがへ青税もいちはやく昭和四十六年上

今後は財政需要増大と税収不増から、導入が具体化する危険性があるので、蓄積した理論の強化は勿論、実践活動の段階にはいるのではないかと予想されます。

多くの負担を強いて来たが、二、三年来、政治上の背景もあつてか、ますますその度を強くしてきている。商工会職員に対する臨税資格付与、商工会議所等への顧問税理士のはりつけ制度の創設、日本税務協会への予算増額等々、

今後は財政需要増大と税収不振から、導入が具体化する危険性がある。そこで、蓄積した理論の強化は勿論、実践活動の段階にはいるのではないかと予想されます。

そこでわかり易いパンフレットを作成し、誰でも、どこでも反対を訴えられるように準備したいと思います。婦税からも呼びかけがありましたが、運動の巾はできるだけ広げる努力が必要です。その為にも青税の団結が一層重要だと思います。

中 小 対 策 の あるべき姿を

国家のこの種の予算も、中小企業においても、同様の予算をつける模様であり、これらを一手に引き受けさせられている個々の税理士にとっては、一体、どれがどれでなにがどの様になっているのか、さっぱりわからない状況である。

しかもこれら行政による税務対策は、税理士のよって立つ職業的な基盤をつきくずす結果となり、規登録者の開業を困難とし、税理士業自体が魅力ある職業でなくなつたりつたり、税理士制度は沈没はじめたとみるむきもある。

しかもこれら行政による税務対策は、税理士のよって立つ職業的な基盤をつきくすす結果となり新規登録者の開業を困難とし、税理士業自体が魅力ある職業でなくなったりつがあり、税理士制度は沈没はじめたとみるむきもある。

## 中小対策の中あるべきもの



中小企業対策  
特別委員長  
坂本 稔界

中小企業に対する税務問題は、昭和三十八年のいわゆる三者協定に端を発して以来、我々税理士

の本来のあり方と税理士制度の係わりについて、そのあるべき姿を模索してみたいと考えています。

商法改正後第二回目の法制審議  
会商法部会がさる九月十一日開か  
れた。

審議は、①企業の社会的責任、  
②株主総会のあり方の二点につい  
て、実質的検討に入った、といわ  
れる。

これは、改正後第一回の商法部  
会である六月十日に話したわれた  
「衆議院法務委員会の附帯決議の  
具体化」という命題を達成するた  
め、株主総会、取締役会の刷新を  
柱とする大幅な再改正をすべし…

その一に、衆議院法務委員会の附  
帯決議は、「会社の社会的責任、  
大小会社の区別、株主総会のあり  
方、取締役の構成及び一株の額面  
金額等について所要の改正を行  
うこと」とされているものであ  
る。

また、この第一回会合には経団  
連を中心とする財界の要望書が提  
出されている。商法二次改正に重  
要なる影響をもつものであるから  
要約してみる。

一、商法の全面的改正に直ちに着  
手する必要がある。

二、当面、緊急に、商法改正を希  
望する事項は次の通りである。

① 会社分割に関する商法の規  
定を創設すること

② 自己株式の保有制限を緩和  
すること

③ 社債発行限度を撤廃しないし  
引き上げるとともに、株式買  
取権付社債の発行に関する商  
法の規定を設けること

④ 額面・無額面株式の相互轉  
換を、会社の意志により一斉  
に行なうことができるようによ  
ること

⑤ マイクロ写真およびコンピ  
ュータによる商業帳簿、株  
主名簿社債原簿ならびに營業  
に関する重要書類等の作成保  
存を認める旨、明定すること

⑥ 長期所在へ、株主の株式処  
理引に理論説導を行っている。

分を合理化するとともに、需  
細株券等の再発行手続を簡素  
化すること

株式配当は株主総会の普通  
決議により行なうことができる  
ようにすること

⑨ 株主名簿の閲覧謄写請求権  
に一定の制限を課すこと

⑩ 臨時巨額の損失の繰り延べ  
を認めるとともに、公共施設  
分担金を繰延資産として計上  
できるようにすること

⑪ 会社の役員従業員に株式買  
受権付与ができるようによ  
ること

そして今後の問題点として次の  
諸点を挙げている。

① 取締役会の構成についての法  
的規制、社外重役制度、使用人  
兼務取締役等の取扱い、取締役  
の任期、報酬、責任など取締役  
会の諸問題

② 額面金額の引き上げ、自己株  
式の取得制限など株式に関する諸制  
度

③ 連結決算制度など会社の計算  
および公開の問題、

④ いわゆる結合企業の規制問題

⑤ 現在の株式会社の数や実態に  
かんがみ、その規模によってこ  
れを区分する場合の諸問題

⑥ これ等の点につき検討の後、実  
際の商法二次改正項目を定めると  
している。連結決算制度等重要な  
問題を含む二次改正の内容であ  
る。

そこで一次改正によって実質的  
に分断した株式会社をおお本法中  
で明確化させるブレッシャーを強  
くかけている。

この第一回法制審の意志を受け  
て、第二回法制審は、①企業の社  
会的責任を規定するには責任の概  
念が明確でないし、②株主総会

の形骸化については現行法は大企  
業を想定したものではない等の理  
由で、大小会社二分化の方向に、

一度改定案成立後かなり早い速  
度で二次改正が行われるであろう  
ことは経団連を中心とした圧力固  
体の力の入れ方より考えられては  
いたものの予想以上の速度で作業  
が進みつつある。

これ等を総合すると初めに指摘

した如く財官が一体となって行動  
しつつあるのがよくわかる。

商法二次改正こそ彼らの目指す  
修正案が企業会計審議会において

企業会計原則の  
再修正を評価する

株式会社の公表会計制度の信頼  
度を高める大義明文の下に進めら  
れた商法改正は監査役に業務監査  
の権限を与えると同時に会計監査  
人を導入したものである。

旧来の監査役の会計監査の基準  
たる商法の計算書類規則のみによ  
り適法性監査が行われていたが商  
法に企業会計原則を組み入れる作  
業が行われた。

即ち第三十二条の二「商業帳簿  
の作成に関する規定の解釈」にすべ  
し」がそれである。これにより企  
業会計原則が商法の計算規則の基  
本的なものを構成することとなる  
た。

従来の二元的会計・監査制度の  
一元化が保証され結果として監査  
役監査済の決算書が証取法監査に  
おいて否定されることが考えられ  
なくなり、経団連を中心とする財  
界の要望と一致するところとなっ  
た。

このプロセスにおいて当然のこと  
ながら企業会計原則を計算規則  
に一致せしめる作業が進められ昭  
和四十四年十二月、企業会計原則

本丸である。



商法対策特別委員長  
渡辺克巳

迫る



税理士特別試験憲法違反訴訟

## 特試の廃止は制度確立の前提

田賀明(大阪)

長となられた。

証言に至るまでの経過

昭和四十七年 大税会制度部に

あつては、特試廃止を望む会員の声を制度部の事業計画の中にとりあげ、これと法の場で差しのめど

おれ  
こおれは法の場で争し止むを  
することはできないものかと研究  
を開始した。税理士試験に一般試  
験と特別試験の二種類があつて、  
両者を比較してみると、試験問題  
の難易さにおいて、合格率の差に  
おいて、その余りの不平等に昭然  
としない者はいないだろう。弁護士  
を混えて幾度か討論を重ねた後、  
充分訴訟に耐えられるであろ

うとの結論に達し、遂に「税理士特別試験違憲訴訟」として訴訟を提起することに決心した。すかさず「特試違憲訴訟をする会」を結成し、原告および会員を大税

会広報誌に載ったところ、七名の原告と百数十名の会員を得た。弁護団としては大阪の平和合同法律事務所に関係する十一名の弁護士が参加され、亀田得二弁護士が団

## 二、訴訟の意義

は始られたのである。  
かくてわれわれの特試違憲訴訟  
憲、天下り税理士を不當に優遇  
と五段抜きで大々的に報道した。  
等各紙は、「税理士特別試験は違  
せるかな翌日、朝日、毎日、読売  
に成る七語の記入とし乍

## 二、訴訟の意義

卷之三

われわれはこの訴訟で、何を

訴訟状より明らかにしてみよう。  
①特別試験は税務職員たる身分に  
特權を与える違憲制度である。

十六がれせ筆讀講經は十問中四問  
三罪答一の問題只別三つと、中

を解答する問題選択制であり

頭試験は筆記試験で合格点に達し

なかつた人に対し一人でも多く合

格させるため『恩情的はからい』

で点数を加算するため補充的に行

# 税理士特別試験憲法違反訴訟

特別委員会委員名簿

（3）特別試験実施は時限立法の限度  
的（税理士となるのに必要な学識  
及びその応用能力の有無の判定）  
に反する違法な制度である。

## 政府ようやく 官・民の対

### 政府の答弁書

去る七月一日、原告提出の訴状  
に対する答弁書が国側より出され  
た。この内容は既述の通りである  
が、大ざっぱに述べると  
一、原告らは原告適格を有しな  
いから、門前払いにすべきであ  
る。

二、税理士の業務は税務官公署と  
の税務折衝を中心として行われ  
る専門家としての業務であるか  
ら、実務経験を尊重するのは當  
然である。

政府ようやく答弁書出す

官・民の対立点が浮上

龜田誠二  
(大阪)

## 政府の答弁書

去る七月一日、原告提出の訴状  
に対する答弁書が国側より出され

一、原告らは原告適格を有しないから、門前払いにすべきである。

## 二、税理士の業務は税務官公署との税務折衝を中心として行われ

る専門家としての業務であるから、実務経験を尊重するのは当然である。

係ではないから、実務経験に加え

を逸脱し、違  
ある。

### (3) 特別試験実施は時限立法の限度

法附則において、特試は「当分の間」実施するというのは、国会審議でも明らかに通り、「三年間程度」を予定しておきながら、今まで十余年も実施されているのは、时限立法の限度を逸脱しているものであり少くとも現在においてはその法的根拠を失っている。

紊乱の温床となつてゐる。

特試が税理士会をどんなに毒し

と等々、誠に苦しい答弁がなされている。このような、誰が考えても首をかしげざるを得ないような答弁しかできないところに、既に特試の違法性が明白になつてゐる

**国に釈明を要求**

反撃の作業を開始

十月五日、この答弁書に反撃を加える為の検討会が、弁護団全員集合のもとに行われた。

反撃の論拠にはこと欠かないのであるが、それより先ず、國の答弁書の中に意味不明の点が多いのでそれを明確にした上で反論すべし。二へうつこじよつ。

1974. 10. 8

日本税理士会連合会会长 殿  
添 田 正 夫

全国青年税理士連盟  
会長 萩野 弘康

『夏 望 惠』

## 「税理士法改正基本要綱」に関する件

去る9月16日付「納税通信」によると日本税連は、税理士法改正運動を進める過程で「基本要綱」の手直しを迫られているやに伝えられております。

申すまでもなく、わが「基本要綱」は税理士制度30年の歴史のなかから全会員がその英知を結集して練りあげたものであります。したがって、いたずらにこれを手直しすることは断じて許されないことであります。さまざまのいわれのない批判にまどわされることなく、「基本要綱」を遵守しこれにそって強力に法改正運動を進めることを強く要望いたします。

(5)特戸一駆実施差止めの必要性  
われわれは一国民としても戦後発足した民主的租税制度を守り支て、憲法の基本的個人権を擁護する権利と義務を有するのであって、そのような立場からも現状をこのまま放置することはできない。

(5) 特戸一駆実施差止めの必要性  
われわれは一国民としても戰つて、  
発足した民主要的租税制度を守り育  
て、憲法の基本的人権を擁護する  
権利と義務を有するのであって、  
そのような立場からも現状をこ  
のまま放置することはできない。

ているかは、われわれがこの訴訟を提起した二年前と今とを比較してみれば益々あきらかになって来

去る九月十九日第八回公判が行

われた。冒頭、裁判官は傍聴制限の件について弁明をし、我々に「我慢して欲しい」と協力を要請した。前回までの「どういう方々か知らないが……」とか「……場合によっては傍聴券による制限考慮しなければならない」といった咎め立ての口調であったのと比較し大きな変化を見せた。

業務と契約の実態を

今回も前回申請の証人六名に対する尋問事項の提出、証人として北野日大教授の申請、書証として同教授論文掲載の全青税会報第二七号の申請を行い、併せて第五準備書面を提出した。被告側が

相当の理由もなく一方的に顧問

既に明らかなる如く、「委任ハ各当事者ニ於テ何時ニテモ之ヲ解除スルコトヲ得」という民法六五一条の存在による。被告はこれを金科玉条として一歩もひかず、従つて相当の理由があるか否かの議論は不要であるとしている。原告側は税理士の顧問契約についてはこの規定の適用が排除され、或いは制約されることを論証しなければ

既に前回までに於て、業務の実態と契約の實にしながらこの主張をした。即ち「受任者のたゞなる委任においては、除權は信義則上當該委任の特殊事情に相應した制限が委任者の利益のためのもの」との判例その他、受任者の利益をも目的とした場合には民法六五一条の如きは民法六五一条の適用となる。

も税理士の実績を明らかに展開して来るためにも利益を追求するが、委任者の解任における委託事務の適用は除外される慣習である。

今回提出の第五準備書面では更にこれを敷衍して前記の「慣習」は事実たる慣習(民法第九二条)というべきものであり、原告の場合は、被告会社設立の当初から誠意業務に尽し、被告から深く感謝されてきたのであって、継続的な信頼関係を破壊し、あるいは維持を困難ならしめるような信行行為は全く存在せず、本件の解約通知は右のような理由なしに行われたことが明らかであるから無効とされねばならないとして、信頼関係の維持を困難ならしめるような事がない限り一方的な解約は行わない旨の原被告間の特約の存在について具体的な事實をあげて指摘し、本件の解約通知は、この特約違反で無効といわねばならないとしている。更に予備的な主張として、仮りに被告に委任契約を締結するに明瞭かにした税理士業務の特殊な性格や、原告が関係者の強い要請によって顧問契約を締結するに

小林事件の裁判状況

税理士解任監査  
阻止対策委員長

牧野良三（東京）

第八回公判より

がある旨判示したいくつかの判例を引用してこの事件についても妥

効とされねばならないとし、信賴関係の維持を困難ならしめるよ

な事がない限り、一方的な解約は行わない旨の原被告間の特約の存否について、具体的な事実をあげて指摘し、本件の解約通知は、この特約違反で無効といわねばならぬとしている。更に予備的な主張として、仮りに被告に委任契約を解約する権限があるとしても、既に明らかにした税理士業務の特約によって顧問契約を締結するに

至った事情、その後の経過と業界向上に果した貢献、それにもかかわらず親会社の企業支配の一連の工作のもとになした本件の背信性等諸般の事情に照らし、被告のなした契約解除の意表示は民法二条三項に定める権利の濫用であつて無効とされねばならない、としている。

新たな法的構成も

北野日大教授は以上の法理構成を基本としながら次の三つの法構成も解説論の次元において検討するに値すると論述されている。(一)会報前号リ書証として提出した青税会報第二七号)

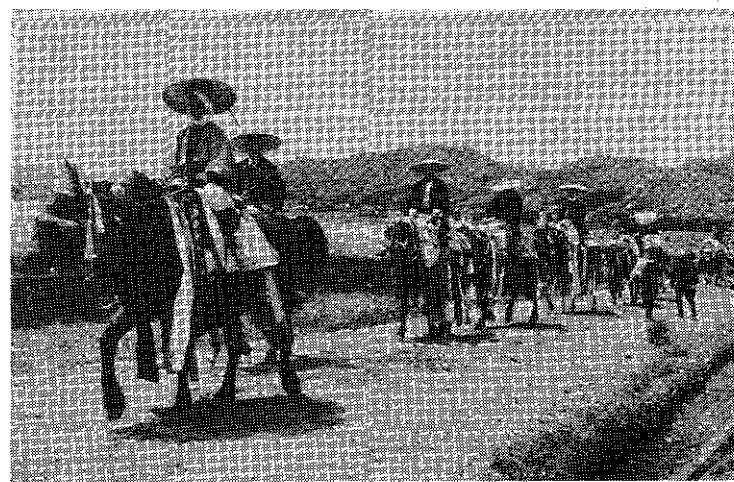
(一)、税理士顧問契約は民法上の任契約ではなく一種の無名契約である。税理士顧問契約の実態にさわしい内容において当該無名契約の法理を構成する(その場合雇用契約、請負契約等の法理も考にする。)

〔一〕、税理士顧問契約は単に民法支配を受けるのではない。民法委任の法理が税理士法という特法によって修正されているものとしてとらえ、現行法の解説論上それは民法と税理士法との双方適用を受ける関係として構成す(二)、税理士顧問契約は民法上の別個の關係として構成



私の城下町盛岡の年中行事ではやはりチャグチャグ馬ッコをあげねばならない。

六月中旬 近郊の農家の人々が馬の激しい労働に感謝し、その健康と安全を祈って絢爛たる見事な衣裳をつけて、チャグチャグと音を鳴らし市内の八幡宮へお参りする行列は盛岡の町のただすまいと笑によく調和している。



全青税  
お国  
めぐり

## チャグチャグ馬ッコの音

西川広 (岩手)

このチャグチャグの音は馬の首のあたりつけた大きな鈴と鳴輪やその着飾った衣裳につけた小さな鈴が馬が歩くと共に鳴る音なのである。

一つ一つの音に気をつければチリンチリン・ガランガラン・ゴロゴロン・リンリン・ジャランジヤランと鳴いている。この音が調和して、少し離れたところから聞こえて、何十頭となくつづいて歩くチャグチャグ馬ッコは実に一種独特のハーモニーになつて見る人に郷愁を感じさせる。

チャグチャグ馬ッコの音のようない私の城下町をほんの少し記したい。

町のうしろには北上山地を持ち、山と川のある町としてそのためすまいは来る人の心を安める。この川は中津川といつてお城跡と共に静かな町として調和を保っている。お城跡は石垣のみを残すが、北上山地はよく見える。

もし全国の青税諸君が盛岡を訪れたら、ぜひ北上山地へ足をのばしていただきたい。

ことに五月頃、北上山地の溪流は雪どけで水を増し、山吹の黄色、つづじの紅や新緑は美しい色彩をかなでる。

特に誇るべき高さもない、はげしきもないこの北上山地はきっと諸君の心の静まりをさしだす。私は仕事の上で北上山地には何度も足を運び、今では仕事を散歩道として四季に遊んでいます。そしてチャグチャグ馬ッコのよくな音が高原より流れる川の間に伝わって来るのが聽こえる。

## 全国青税連に加入しよう

全国青税連は、二、〇〇〇〇名をこえる会員を擁しております。

連盟の目的として

一、税理士制度の発展強化  
二、会員相互の研修及び親睦  
三、会員相互の連絡、提携及び資料の交換

の三つを掲げ、その目的達成に努力しております。本連盟は、青年の氣があり、青年らしさがあれば、年齢を問わ

## 今がチャンスです

- いまお申込いただきますと、一面カラー印刷の新年号よりお届けいたします。
- タテ組・ヨコ組の二種類を用意しております。

顧問先に喜ばれる

先生の事務所のニュース

## 月刊『税経月報』

をご利用下さい

- ご一報次第見本ご送付致します

税経月報社

東京都文京区関口1-10-18  
電話 03-268-0570(代)